

加東市電子自治体推進計画

平成29年3月
兵庫県加東市

目 次

第1編 基本計画

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨及び策定背景	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の構成	2
4 計画の期間	3

第2章 情報化社会の現状と課題

1 社会・経済の動向	4
2 国の動向	5
3 兵庫県の動向	6
4 加東市における情報化の現状	6
5 加東市における情報化の課題	7

第3章 加東市における計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	8
2 計画の基本方針	8

第4章 計画の実現に向けて

1 安全・安心の推進	10
2 暮らしの質の向上	11
3 地域力の強化	11
4 産業の振興	12
5 行政のオープン化・効率化	13
6 社会と ICT の調和	14

第5章 計画推進への取組

1 計画の推進体制	15
2 計画の進捗管理	15

資料

用語集	16
-----------	----

第1編 基本計画

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨及び策定背景

コンピュータやネットワークなどの ICT※（情報通信技術）を行政のあらゆる分野に利活用することにより、市民生活の利便性向上や事業者の事務負担の軽減、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な自治体を実現するため、国や兵庫県においても、ICT を利活用した指針・計画を策定しています。

加東市は、行政事務の簡素化・効率化を図るために情報化を推進し、行政事務に関しては、概ねシステム化できました。今後は、既存システムや各種情報資産等の的確な運用と利活用を図るなど、電子自治体を推進すべき段階にきています。加えて、市民生活を取り巻く ICT 環境は、刻々と変化していることから、それに的確に対応していくことが急務となっています。

そこで、加東市電子自治体推進計画（以下「本計画」という。）を策定し、ICT の一層の利活用による市民満足度の向上や地域コミュニティの活性化を目指します。

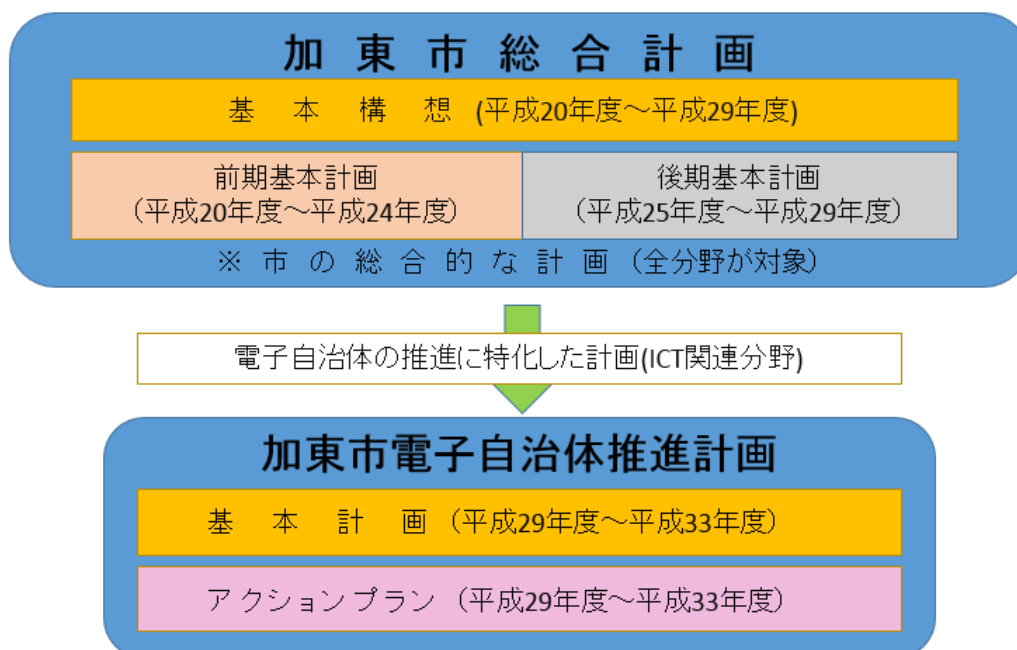
2 計画の位置付け

本計画は、加東市の最上位計画である加東市総合計画「みんなでつくる加東 きらめき☆プラン」（期間：平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間）における、電子自治体を推進するための ICT 関連分野に特化した計画です。

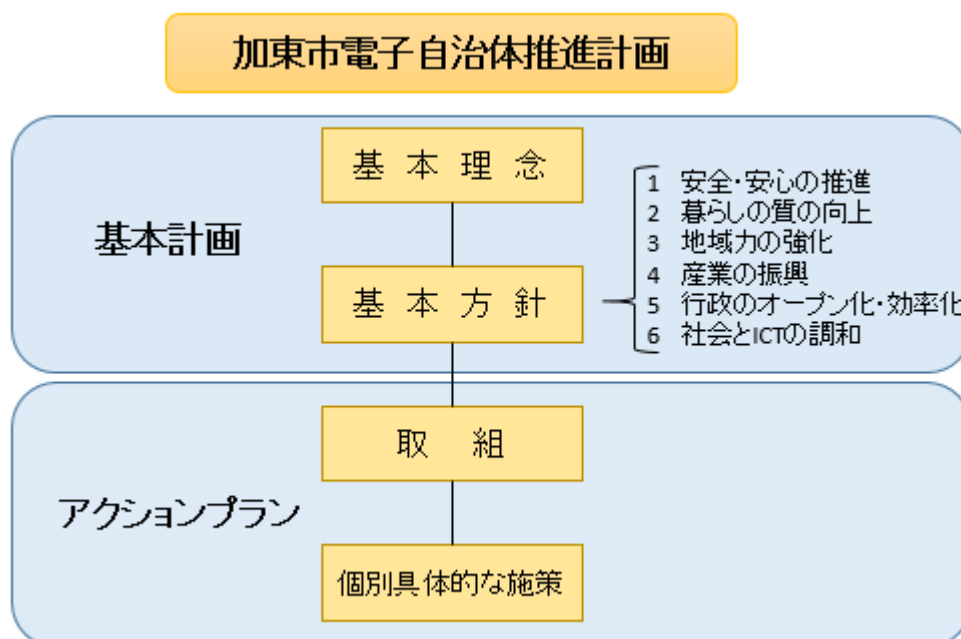
※ 本文中の※印が付いた用語については 16 ページからの用語集で解説しています。

3 計画の構成

本計画は、加東市電子自治体推進基本計画（以下「基本計画」という。）と加東市電子自治体推進計画アクションプラン※（以下「アクションプラン」という。）で構成します。



基本計画は、第3章で示す本計画の基本理念と基本方針についての電子自治体推進の大枠の方向性を定め、アクションプランは、第4章で示す基本方針の取組の具体的な情報化施策について定めます。



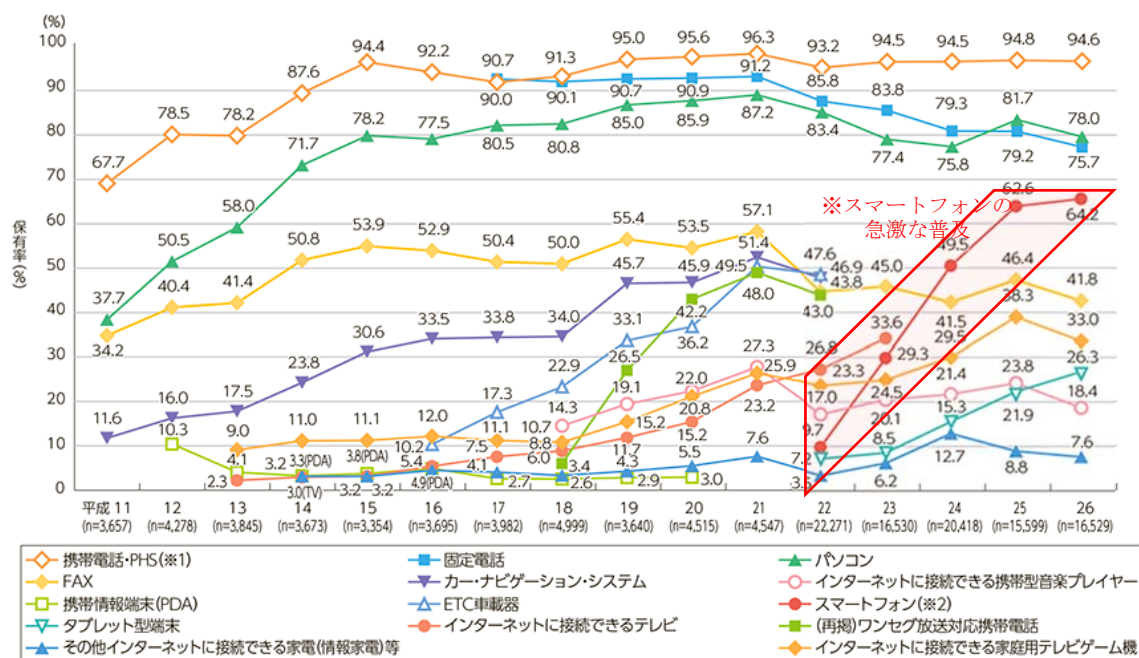
4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 33 年度の 5 年間を計画期間とします。

第2章 情報化社会の現状と課題

1 社会・経済の動向

ICT は、社会の仕組みや状況を変容させながら急速に発展し続けています。近年では、スマートフォンやソーシャルメディア※が普及するとともに、クラウドコンピューティング技術※に基づくサービスの提供が拡大しています。インターネットは今や社会基盤のひとつとなり、職場や家庭だけでなく移動中を含めたあらゆる状況で「いつでも、どこでも、誰でも」インターネットを利活用できる環境が整備されており、市民生活、事業者、行政等、社会の多くの場面で ICT が利活用され、その利便性を享受できるようになっています。その一方で、ICT に起因する新たな課題も生じています。ICT を使いこなせる人とそうでない人との間に生じる情報格差（デジタルディバイド）の問題、インターネットの普及によるコンピュータウイルス被害の拡大、不正アクセス等によるネット犯罪や個人情報の流失など、新たな課題に対しても対応が求められています。ICT をより身近な社会基盤として定着させ、誰もが便利で安心して利活用できる環境づくりが必要になってきています。

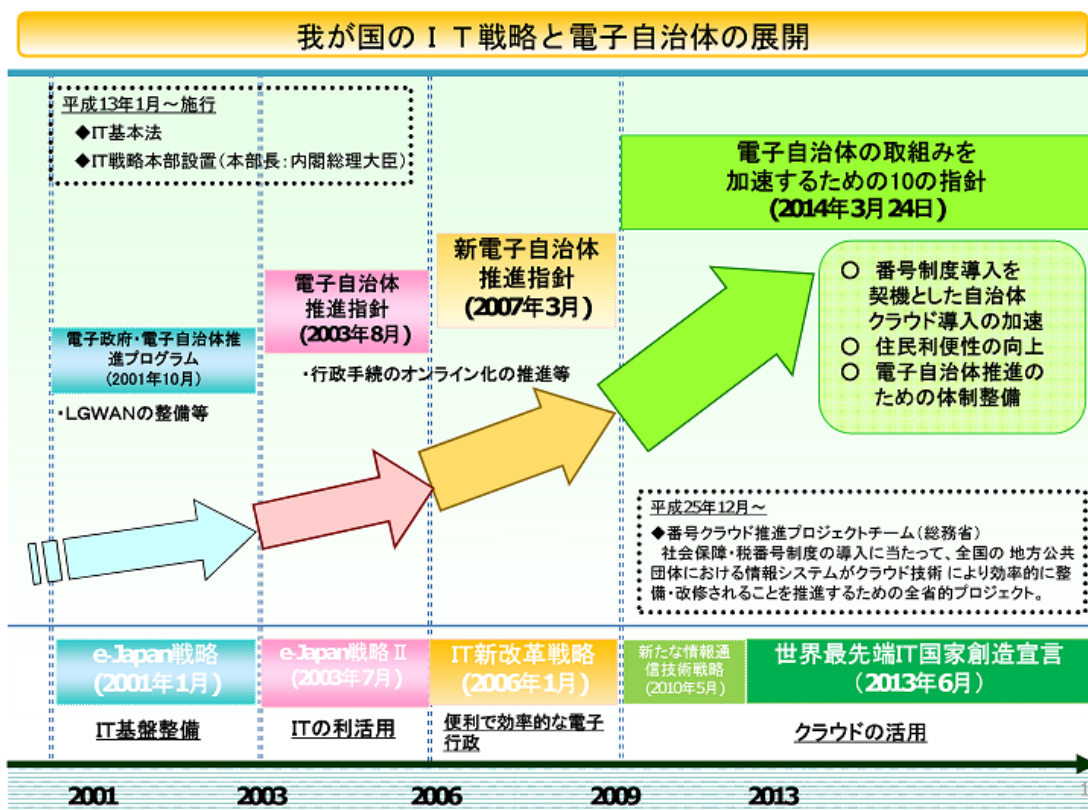


出展：総務省「平成 26 年通信利用動向調査」に一部追記

2 国の動向

現在、ICT は広く社会に浸透し、経済活動から日常の暮らしに至るまで今や生活に欠かせないものとなっています。ICT の利便性を国民がさらに享受できるように、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 総合戦略本部）により、「世界最先端 IT 国家創造宣言」が策定（平成 25 年 6 月策定、平成 26 年 6 月一部改定）され、2020 年までに世界最高水準の IT 利活用社会の実現を目指すことが宣言されました。同宣言には「公共サービスがワンストップ※で誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現」のために、マイナンバー制度※の導入や利便性の高い行政サービスの提供が盛り込まれています。

同宣言とともに、同年において「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が公布されるとともに、その実現に向けて平成 26 年 3 月に、総務省から「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」が示され、社会保障・税番号制度の導入にあわせた自治体クラウド※導入の加速を最優先課題と位置付け、行政情報システムの改革に関して、地方公共団体に期待される具体的な取組が提示されています。



出展：総務省 我が国の IT 戦略と電子自治体の展開

3 兵庫県の動向

兵庫県においては、過去3回にわたる情報化戦略（ひょうご IT 戦略（2001-2003）、ひょうご IT 新戦略（2004-2006）、ひょうご情報交流戦略（2007-2009））を実施し、兵庫県情報ハイウェイ※の整備や県下のブロードバンド※整備率 100%達成等の成果を出しています。また、2003 年から電子申請システムの運用を開始し、2006 年からは当該システムを市町との共同運用に切り替え、加東市をはじめとした県下の多くの自治体が利活用しているとともに、県下自治体と共同で兵庫県電子自治体推進協議会を組織し、電子申請や遠隔地バックアップ※等の共同調達を実施するなど、行政手続のオンライン化や行政運営の効率化を進めながら、県下の市町に電子自治体の構築支援を行っています。また、情報セキュリティ対策推進のため、平成 28 年度から、兵庫県セキュリティクラウド※を構築し、県下の全自治体に対して強固で統一的なセキュリティ機能を提供しています。

これらの動向を踏まえ、また、変化の激しい情報化社会に対応するため、平成 27 年度に策定されたひょうご ICT 戦略に基づき、引き続き県下の情報政策に主導的な役割を果たしています。

4 加東市における情報化の現状

加東市においては、市役所業務の効率化のため、住民情報や戸籍、税、保険等をはじめとした各種の電算システムを導入しています。また、その電算システムを利活用するための端末も 500 台以上を導入している状況です。

さらに、全庁的に情報共有を行うため、加東市役所本庁舎や各公共施設を接続する専用の庁内ネットワークを整備し、グループウェアシステム※やファイルサーバシステム※、文書管理、財務会計等の電算システムを全庁的に利活用しているほか、各担当課の業務に特化した電算システムも多数導入しています。

市民サービスとしては、市直営ケーブルテレビネットワークによるサービスを民間事業者を引き継ぐことにより、市政の情報提供等のデータ通信網を利活用したサービス提供を行っているほか、市民や事業者への情報提供を行うための加東市ホームページやフェイスブック※等の SNS※を開設するとともに、体育館や公民館等の施設が予約できるシステムや、図書館の蔵書の予約や検索ができるシステムが利用可能な環境を構築しています。また、兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご※）による電子申請システムの共同調達により、一部の事務については電子申請が可能です。さらに、マイナンバー制度を利活用して、証明書のコンビニ交付を可能とするシステムを導入しています。

5 加東市における情報化の課題

電算システムの維持管理及び更新に多くの費用を要しています。また、定期的な更新が必要のため、機器の更新やそれに伴うシステム再構築、データ移行・設定費のほか、調達に係る事務コストも大きなものとなっています。電算システムの数や種別は年々増加傾向にあり、電算システムの運用管理の煩雑化やコスト増は財政面で大きな課題です。なお、コストの削減に対しては、引き続きコスト削減の手法について研究する必要があります。その手法の事例として共同調達やクラウド技術※の利活用が効果的であるとされています。

また、現在導入が進んでいる各種の電算システムについては、行政事務向上のために導入しているもので、市民サービス面における ICT の利活用については、それとは異なった取組が必要です。

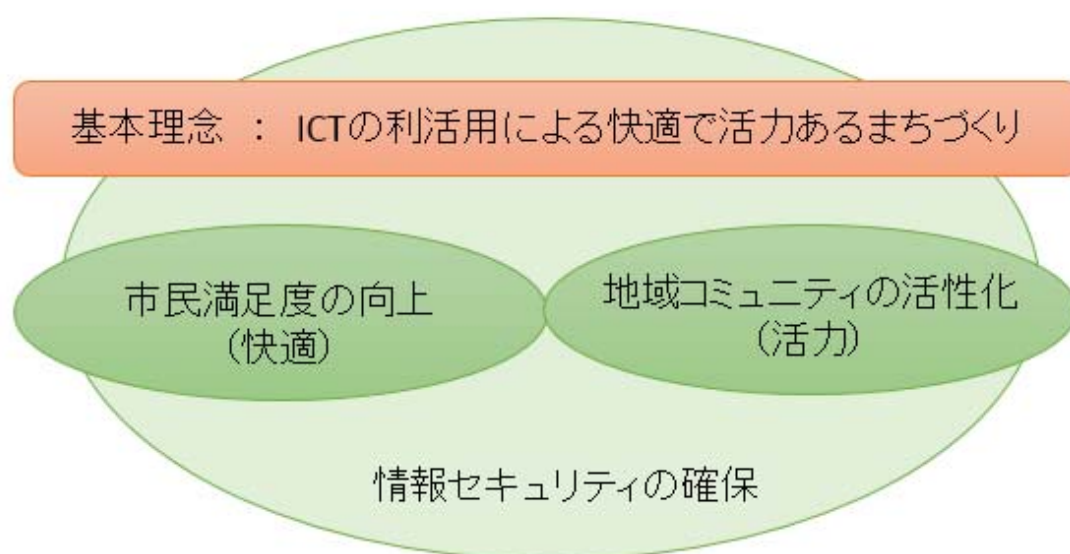
さらに、既存システムや各種情報資産等の運用の更なる最適化や災害時における適切な対応が必要です。

第3章 加東市における計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画における基本理念を次のとおり定めます。

本計画は、情報セキュリティの確保を前提として、行政が ICT を利活用し、事務処理等の対応が迅速にできるようになることで、市民の満足度が向上すること（快適）、また、将来的には、ネットワークを通じた地域コミュニティの活性化につながる（活力）を念頭に置き、電子自治体を推進することで、「ICT の利活用による快適で活力あるまちづくり」につなげることを基本理念とします。



2 計画の基本方針

基本理念を実現するため、社会の情勢や国、兵庫県の動向を踏まえ、本計画においては、次の6つの基本方針を定めました。

「安全・安心の推進」「暮らしの質の向上」「地域力の強化」「産業の振興」「行政のオープン化・効率化」「社会と ICT の調和」の6方針です。

なお、方針の選定に当たっては、次の2つの観点を重視しています。

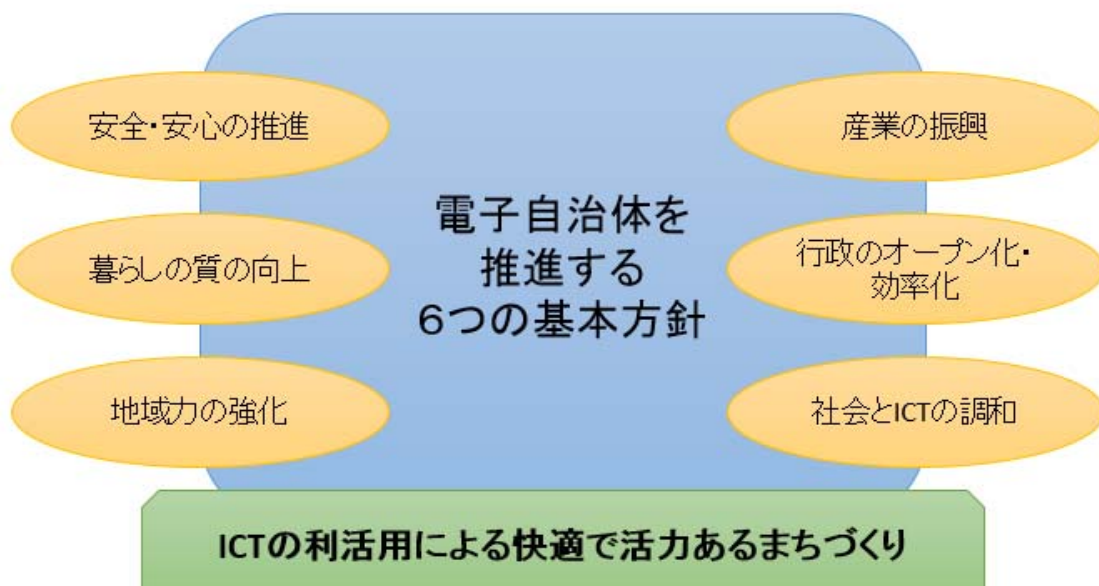
1つ目は、地方自治・地方分権の考え方に立脚し、国から都道府県、都道府県から市町村への地方分権の流れを維持しながら、国や兵庫県の情報施策方針との整合性を考慮し、ICT を利活用することです。

2つ目は、特定の分野に偏るのではなく、広い視野で様々な分野に対してバランスよく取り組むことを可能とすることです。

以上の2つの観点から、ひょうご ICT 戦略の方針とも整合性のある6方針を「電子自治体を推進する6つの基本方針」と定めました。

【電子自治体を推進する6つの基本方針】

- ① 安全・安心の推進
- ② 暮らしの質の向上
- ③ 地域力の強化
- ④ 産業の振興
- ⑤ 行政のオープン化・効率化
- ⑥ 社会と ICT の調和



上記の6つの基本方針に従い、加東市の各種計画や指針に沿って、情報化に関する取組を今後展開します。なお、方針の例示的な内容については、次章に示します。また、具体的な取組については、アクションプランにおいて定めます。

第4章 計画の実現に向けて

第3章で取り上げた6つの基本方針に従って、この章ではそれぞれの方針における、まちづくりを推進するためのICTの利活用について、全体の方向性や取組・課題を示します。

また、取組における個別具体的な施策の実施や詳細なスケジュール、取組の優先順位については、アクションプランにおいて定めます。

1 安全・安心の推進

生命、財産が保護され、安全に安心して暮らせることが、市民生活においてまずは何よりも大切です。安全・安心が疎かとなつては、生活は成り立ちません。

このため、本計画では基本方針の1つ目として「安全・安心の推進」を方針に定め、市民生活の安全・安心の向上に対して、ICTを利活用した取組・課題を以下の項目に示します。

○ 防災・防犯情報の提供

防災行政無線やかとう安全安心ネットによるメール配信システム等のICT機器の利活用により、市民や団体、事業者に防災・防犯情報の迅速な提供が行える体制づくりを推進します。

○ 災害に強いまちづくり

大きな災害が発生した際においても、行政機能を維持し、市民の安全・安心を確保するために、業務継続計画において、電算システムの非常時の対応等を定めます。また、想定される山崎断層地震や南海トラフ地震に備えるため、公開型GIS[※]を利活用した防災・避難情報の提供や被災者支援システム[※]を整備するとともに、災害時における情報提供を充実させるために、防災行政無線[※]などの既設設備に加え、避難所となる公共施設へのWi-Fi環境[※]の整備も行います。上下水道については、民間VPN[※]等の技術による集中監視システムにより、安定した施設管理を行います。

2 暮らしの質の向上

国際化の進展により、社会の仕組みが変容し、生活様式や働き方も多様化するとともに、核家族、単身世帯、ひとり親世帯等家族の構成も多様なものとなり、それらに対する市民ニーズに応える必要があります。

多様化する市民ニーズに的確に対応し、暮らしの利便性を向上することで、住みやすいまち、暮らしやすいまち加東を目指し、2つ目の方針として「暮らしの質の向上」を方針に定め、ICT を利活用した取組・課題を以下の項目に示します。

○ 市民サービスの確保・向上

コンビニエンスストアにおいて証明書の交付や公共料金の支払いが可能となる仕組みを構築します。また、インターネットを利活用した公共施設や図書館の蔵書の貸出予約ができる仕組みを拡充します。さらに、クレジットカード決済[※]による公共料金の納付や電子申告（eLTAX[※]）の利活用を推進します。

○ 福祉の充実

よりタイムリーで有用な子育て情報を発信できる手段を市民に提供します。また、ICT を利活用した子育て支援、生活支援や高齢者福祉支援の充実を図ります。

○ 市民ニーズへのきめ細かな対応

マイナンバーカードの独自利用部分の利活用など、市民ニーズへのきめ細かな対応を目指します。また、窓口での説明にタブレット型パソコン[※]を利活用する等、ICT 機器を利活用した市民サービスの充実を図ります。

3 地域力の強化

全国的に地域コミュニティの力が弱まりつつあると言われています。また、少子高齢化が加速し、子どもたちや高齢者の見守りが課題となっているほか、増加する空き家への対策も必要です。これらの課題に対して ICT を用いることの効用のひとつとして、情報伝達や情報連携が行いやすくなることが挙げられます。

加東市においては、3つ目の方針として「地域力の強化」を方針に定め、ICT を利活用した取組・課題を以下の項目に示します。

○ 市民活動の支援

地域で活動するボランティアやまちづくり活動市民団体についての情報や地域が抱える課題（空き家、災害等）を把握、集約する仕組みを整え、ICT を利活用しながら加東市と地域が協力してそれらの課題を解決できる手だてが必要です。

○ つながり・絆の再生・強化

ICT を利活用した子どもや高齢者の見守りを行う環境の整備が必要です。また、防災行政無線の地区内放送の機能を提供することにより、地域内での情報共有を支援するとともに、地域情報の発信のためにケーブルテレビ番組（文字・動画）の充実に努めます。

4 産業の振興

加東市の発展のためには、市域における産業の活性化が不可欠です。産業の振興により、雇用が創出され、働く場を求めて人が集まります。また、伝統的な地場産業を継承、育成していくことも重要です。

加東市においては、山田錦や釣り針をはじめとした強みのある地域資源がたくさんあります。その地域資源を守り育て、加東市の活力を維持するために、基本方針の4つ目として「産業の振興」を方針に定め、ICT を利活用した取組・課題を以下の項目に示します。

○ 農業の振興

加東市が誇る特産品について、それらの情報を積極的に発信し、知名度の維持、向上を図ります。また、農家台帳システム※の更新、利活用により、農家への支援体制を拡充するとともに、ICT を利活用した獣害対策の取組についても研究を行います。

○ 商工業の振興

加東市が誇る特産品について、商工会等と連携を図りながら積極的に情報発信するなど、さらなる認知度の向上を目指します。また、ICT を利活用したビジネスマッチング支援※が必要です。そのために、事業所における ICT の普及促進や ICT に対応できる人材の育成が不可欠であり、事業者向け ICT 利活用ワークショップ※などの取組が必要です。

○ 観光の振興

ふるさと納税の返礼品制度とポータルサイト※の利活用等により、魅力あるまちの情報発信を積極的に行い、加東市の知名度向上を図ります。また、加東市内の各観光地に無線 LAN による Wi-Fi 設備※を整備し、来訪した観光客の利便性の向上を図り、来訪者の SNS

発信や ICT を利活用したイベントの実施等による観光の活性化に取り組み、来訪者及び再来訪者の増加を目指します。

○ まちの活性化

空き店舗等の既存資産を有効活用して、まちの活性化・再構築を進めるために、ICT を利活用する必要があります。

5 行政のオープン化・効率化

市民ニーズにきめ細やかに対応するため、行政は市民や事業者の協力を得ながら事業を実施する必要がありますが、人的・金銭的資源は有限です。ICT を利活用し、行政事務を効率的かつ迅速に行うことにより、少ない労力・コストで多くの事業に取り組むことが可能となります。

このため、5つ目の方針として「行政のオープン化・効率化」を方針に定め、ICT を利活用した取組・課題を以下の項目に示します。

○ 行政のオープン化

ハード面※・ソフト面※に対する情報セキュリティを維持、強化しながら、将来的なオープンデータ※の提供、情報の利活用を図るために、電算システムのクラウド化※を推進します。また、情報公開への迅速な対応が可能となる仕組みを整えます。

○ 行政事務の効率化

現在、一部の申請において利用が可能な e-ひょうごを利活用した電子申請を拡充するとともに、電子入札を導入し、利便性及び事務効率の向上を図ります。また、職員アンケートシステムの利活用等により、事務処理の迅速化やペーパーレス化※を推進するとともに、電子決裁や情報資産共有等の新たな手法による効率的な業務システムを構築します。

○ コストダウン

電算システム運用経費のコストダウンの手法として、電算システムのクラウドサービス※の利活用を推進するとともに、自治体クラウドの導入について、北播磨広域定住自立圏をはじめとして、他の自治体と協議し、更なるコストダウンを図ることが必要です。また、兵庫県電子自治体推進協議会による共同調達の利活用により、電子申請システムやデータの遠隔地バックアップの利活用体制を整備し、電算システム調達コストのさらなる低減を図ります。

○ 各種制度への対応

ICT を利活用して、個人番号制度の運用及び住基・戸籍システムの運用、連携を行うとともに、国民健康保険の広域化に取り組みます。

6 社会と ICT の調和

情報化社会の進展により、市民の誰もが ICT に触れる機会が増えています。情報格差を防ぎ、市民が ICT に安全に親しみ、利活用し、豊かな情報生活を享受できるよう、市民全体の情報利活用能力の向上を図ることが不可欠です。

また、生活様式や価値観の多様化により、ICT の適切な利活用が新たな人と人とのつながりを創出するとも言われています。

そこで、6 つ目の方針として「社会と ICT の調和」を方針に定め、ICT を利活用した取組・課題を以下の項目に示します。

○ 教育の ICT

ICT 機器等の計画的な整備を行い、電子黒板※、デジタル教科書※等を利活用した質の高い学校教育をさらに推進します。また、次代を担う人材の育成のため、小中学生への ICT 教育の充実を図ります。

○ 青少年のモラルの醸成

スマートフォンやゲーム機等をはじめ、様々な機器がインターネットに接続されるようになったことにより、ICT による被害が青少年を中心に全国的に増加しています。青少年の健全育成の観点から、ICT を節度を持って適切に利活用できるよう、加東市ネット見守り隊※の活動を拡充するとともに、青少年への情報モラル教育や保護者への啓発を行います。

○ より良い社会に向けて

スマートフォンの利用方法等の市民向け ICT 講座の開催等により、ICT 分野における情報格差問題の縮小を図る必要があります。また、行政をより身近なものと感じられるように、インターネット等の ICT を利活用して、市議会の会議を中継しています。

また、ICT の進展に伴うインターネットトラブルを防止するための情報を提供します。

※ 上記の 6 つの基本方針の内容については、常に先進事例の情報収集を行い、基本方針の実現に向けて有効と思われる取組があれば、本計画に反映し、取り組みます。

第5章 計画推進への取組

1 計画の推進体制

平成 29 年度に、各関係課職員で構成する電子自治体推進計画アクションプラン策定プロジェクト委員会（仮称）を設置し、アクションプランを策定することにより、本計画を推進します。

なお、電子自治体の推進担当部署である総務部総務課においては、アクションプランに基づく電子自治体推進政策の取りまとめと進行管理、業務遂行担当課へのアドバイスを行うとともに、ICT に対する職員の資質向上のための研修を実施します。

2 計画の進捗管理

アクションプラン策定後は、毎年度、電子自治体推進計画アクションプラン策定プロジェクト委員会（仮称）において、取組の進捗について点検、評価、検証を行うとともに、評価内容を公表します。

なお、計画期間内であっても、本計画内容を取り巻く環境は時代とともに大きく変化することが予測されるため、国や兵庫県、近隣市町の状況や技術革新の動向が本計画の内容にそぐわなくなった場合は、必要に応じて適宜見直しを行います。

資料

用語集

用 語	説 明
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。IT（情報技術）に、情報通信を表す Communication（コミュニケーション）を加え、ICT と呼ばれている。
アクションプラン	行動計画のこと。本計画においては、第1編 基本計画に示された方針や内容を実現するための個別具体的な施策や取組の内容及び優先順位並びにスケジュールを定める計画のこと。
ソーシャルメディア	インターネット上で展開される情報媒体の一種。情報発信技術を用いて利用者の発信した情報や利用者間のつながりによって内容や中身を作り出す要素を持った Web サイトやネットサービスなどを総称する。ソーシャルメディアの内の1つ（構成要素の1つ）として SNS(P17 参照)がある。
クラウドコンピューティング技術	ネットワーク上に存在するサーバが提供するサービスを、それらのサーバ群を意識することなく利用する技術のこと。データのみならず、データを処理するソフトウェアもクラウド上に置くことで、従来のように利用者の端末内にデータを処理するソフトウェアを用意しなくとも活用できる。必要なときに必要なだけ使うことができ、様々な利用条件に合わせて柔軟にサーバ環境を利用（独占ではなく共有）することができる。
ワンストップ	1 か所で用事が足りること。ワンストップ行政サービスは、1 か所の受付窓口で、他に移動することなく必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計された行政サービスであり、行政改革の一環として、行政手続の電子化や広域連携によって、手続回数を減少させ、コスト削減と利便性の向上を図る構想のこと。例えば、住民票の異動に際して、転出の届出と転入の届出とを同時に行えるようにする、などといったものである。また、窓口だけでなくパソコンや情報端末からの手続を可能にすることも目指している。
マイナンバー制度	住民票のある全ての人に 12 桁の個人番号(マイナンバー)を割り振り、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報と個人番号を紐付けることにより、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する制度。
自治体クラウド	クラウドサービス（P19 参照）を複数の自治体間で共同利用する活用形態。地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組のこと。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図る。また、今まで個々に調達構築しなければならなかったものが、クラウド（仮想環境）にて、様々な利用条件に合わせて柔軟にサーバ環境を利用（独占ではなく共有）することができる。

兵庫県情報ハイウェイ	兵庫県庁が構築した、県内各機関、市町、公立学校、公民館等を結ぶ高速大容量の情報通信基盤のこと。地域の情報格差の是正や産業の振興に資するために、その一部を利用承認した民間企業等にも無料開放している。
ブロードバンド	高速・大容量のデータ通信が可能なネットワークサービスのこと。
遠隔地バックアップ	災害などによってシステムやデータが被害を受けた場合に備えて、重要なシステムやデータをあらかじめ遠隔地に複製しておく情報セキュリティ対策のこと。
兵庫県セキュリティクラウド	情報システムを外部のデータセンターで管理し、インターネット利用の安全性を高めるために兵庫県が導入しているシステム。インターネットの接続口を集約して一本化することで、外部からの侵入経路を分かりやすくするなどサイバー攻撃への対策を強化し、個人情報などの流出を防止する。災害時に庁舎が使えなくなっても、他の自治体の庁舎から同じシステムを使用することも可能。
グループウェアシステム	組織や集団の内部でネットワーク回線を使用して、情報を共有したりコミュニケーションを取ったりすることができるソフトウェアのこと。
ファイルサーバシステム	ネットワーク上で、ファイルを共有するために設置されるシステムのこと。
フェイスブック	Facebook, Inc. が運営するインターネット上の SNS(次段参照)。友人・知り合いを検索したり、写真や日記を掲載したりして交流を深めるサイトの名称。
SNS	SNS (Social Networking Service) は、交友関係を構築する Web サービスのひとつ。インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービス。
e-ひょうご	兵庫県電子自治体推進協議会が運営する兵庫県電子申請共同運営システムの愛称のこと。自宅や職場などの身近な場所からインターネットを通じて行政手続きができるサービスを提供。自宅などから受付時間を気にせずいつでも手続きが可能。
クラウド技術	クラウドコンピューティング技術のこと (P16 参照)。
公開型 GIS	行政情報（道路工事に伴う交通規制情報、地域防災計画）、都市計画用途地域、下水道台帳図等、公開可能な行政情報を、地図上に分かりやすく表示し、市民や事業者インターネットを通じて閲覧ができるようにするシステムのこと。
被災者支援システム	地震や台風などの災害発生時において、地方公共団体の業務の総合的な支援を行うシステムのこと。
防災行政無線	屋外拡声器や戸別受信機を介して、市役所から市民に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムのこと。
Wi-Fi 環境	パソコンやタブレット型パソコンなどのネットワーク対応機器が、無線の電波で接続できるようになる環境のこと。電波が届く場所なら物理的な LAN ケーブルを接続しなくてもインターネット接続できる。

VPN	VPN(Virtual Private Network)とは、インターネット等に接続されている端末間の通信を暗号化技術を利用して暗号化し保護することにより、仮想的に専用の通信経路を構築し、第三者が侵入することのできない安全なネットワーク通信を行う技術のこと。
クレジットカード決済	クレジットカードを使用して料金や代金の支払いを行うこと。
電子申告（eLTAX）	電子申告（eLTAX）とは、地方税の窓口サイトの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。
タブレット型パソコン	薄い板状の本体に、タッチして操作が可能な液晶画面が組み込まれたパソコンのこと。マウスやキーボードがなく、操作しやすく、軽量で持ち運びが便利なものが多い。
農家台帳システム	農業委員会が記録する農地や農家の台帳である「農地・農家基本台帳」を効率良く処理ができるように電算化したシステムのこと。
ビジネスマッチング支援	商品やサービスの提供側とその利用者側との間に入って結びつけてビジネスにつなげることを支援すること。
ワークショップ	ワークショップ（workshop）とは、体験型講座のこと。
ポータルサイト	インターネットを利用して目的の情報に行き着くため、閲覧者が最初にアクセスする入口の役割をもったウェブサイト。 ※「ポータル」（Portal）とは「入口」、「玄関」の意味。
Wi-Fi 設備	Wi-Fi 環境を構築するための機器設備のこと。
ハード面	機器や設備の面においての意。
ソフト面	人やシステムの面においての意。
オープンデータ	広く開かれた利用が許可されているデータのことであり、行政機関が保有する地理空間情報、防災・減災情報、調達情報、統計情報などの公共データを、利用しやすい形で公開すること。
電算システムのクラウド化	庁舎施設で使用している情報システムなどで、庁舎内にコンピュータを設置して運用してきたシステムを、インターネットやVPN(本ページ上段参照)を通じて外部のクラウドサービスを利用する形に置き換えること。
ペーパーレス化	データや資料を紙に印刷して保管・共有・閲覧などを行うことをやめて、コンピュータシステム上でのファイルの操作や画面表示で代替しようとする試みのこと。業務の効率化やコスト低減の取組の一環として行われる。

クラウドサービス	従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由でクラウドコンピューティング技術(P16 参照)を用いて、サービスとして利用者に提供する仕組みやサービスのこと。どの端末からでも、さまざまなサービスを利用することができる。 ※これまで、利用者はコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、データなどを、自身で保有・管理し利用していた。しかし、クラウドサービスを利用することで、これまで機材の購入やシステムの構築、管理などにかかるとされていたさまざまな手間や時間の削減をはじめとして、業務の効率化やコストダウンを図れるというメリットがある。
電子黒板	文字や図、イラストなど、画面やボード上に書き込んだ内容を電子変換することで、プリンタ出力やデータ保存、スキャン送信が可能となる装置のこと。
デジタル教科書	コンピュータやネットワーク、アプリケーションソフトウェアなどのあらゆるデジタル技術を使って実現される学習教材のこと。紙面の教科書と違い、映像、動画、音、操作練習等授業で活用できる。
加東市ネット見守り隊	加東市の青少年をインターネット被害から守ることを目的に結成された組織。子どもたちの誹謗中傷・いじめの防止、犯罪の防止と早期発見、新時代に備えてのマナーやルールの学習等を、市内各小中学校、PTA、社高等学校、加東警察署刑事生活安全課、加東市教育委員会及び兵庫教育大学がスクラムを組み実施。有害情報やネットいじめ・誹謗中傷から子どもたちを守るとともに、インターネット上のトラブルや犯罪行為の早期発見・早期解決に向けた取組を行っている。